

訴状

平成22年3月4日

横浜地方裁判所 御中

原告 原田 建 印

〒251-0032 藤沢市片瀬1丁目3番地32号

原告 原田 建

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地1号

被告 藤沢市長 海老根靖典

藤沢市土地開発公社からの用地買取り差止請求事件

訴訟物の価額 算定不能
貼付印紙代 1万3千円

第1 請求の趣旨

1 被告は、藤沢市土地開発公社が2009年1月7日に購入契約を締結した藤沢市善行6丁目3613番地の私有地に関して、同公社の取得金額に利息や事務経費を加算した額をもってこれを買取る契約を締結し、または債務負担行為の設定などによる公金の支出をしてはならない。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は藤沢市の住民である。

(2) 被告は、藤沢市の公金の支出、契約の締結、または債務負担行為について権限を有する者である。

2 差止めを求める対象

藤沢市が藤沢市土地開発公社に対して2008年10月28日に先行取得を依頼した同市善行の請求の趣旨記載の土地について、被告は、「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地」として、購入契約を締結し、または債務負担行為の設定などによる公金の支出をしようとしている。

3 違法性

本件事業用地について、取得依頼の必要性について明確な根拠を欠き、藤沢市が取得依頼した価格の妥当性について経済的合理性が認められないため、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法なものである。

4 公金の支出等がなされる蓋然性

本件事業用地について、藤沢市が取得依頼を藤沢市土地開発公社に行い、2013年度までに藤沢市が買取る計画とされているため、これに係る公金の支出等が行われる蓋然性が高い。

5 監査請求

原告は、2009年12月7日付けで藤沢市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件事業用地に係る公金の支出差止めを勧告するよう求める住民監査請求を行ったが、20

10年2月3日付けで、藤沢市監査委員の合議に至らなかったとの通知を受けた。
6 よって、本訴を提起するものであり、請求の趣旨記載のとりの判決を求める。

添付書類

甲1号証写し